

インターネットに関する 人権問題

「情プラ法」により インターネット上の 誹謗中傷対策が 改善されます

従来の「プロバイダ責任制限法」が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害などへの対処に関する法律」(通称「情プラ法」)令和6年(2024年)5月17日公布)に改正されました。今まで、被害投稿の削除要請の対応については、プロバイダの自主的な判断に委ねられていましたが、今後は大規模プラットフォーム事業者に対して①対応の迅速化②運用状況の透明化が義務付けられます。これにより、事業者側の対応が改善されることが期待されます。

*大規模プラットフォーム事業者とは、「情プラ法」第21条の規定により、大規模特定電気通信役務(SNS等)を提供する者として総務大臣に指定された者のことを言います。



侮辱罪の法定刑の引き上げ(一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金)又は拘留若しくは科料)が行われました。これから私たちは、高度情報化による恩恵を甘受するだけでなく、「誰もが被害者にも加害者にもなり得る」としつかり認識し、これまで以上に個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、一人ひとりが情報の取得・発信における責任やモラルを持つことを心がけていかねばなりません。そのためには、家庭や地域、学校、職場といったあらゆる場において、インターネットの危険性や、利用上のルール、マナー、注意点等を学習、啓発する機会を設けることが大切です。

パソコンやスマートフォン等の普及が進んだことにより、コミュニケーションの輪が広がり利便性が高まつた一方で、「匿名性を悪用して掲示板で他人を誹謗中傷する」、「本人の許可なく名前、住所、電話番号や写真をSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や、ブログで公開する」、「誤った情報がSNSやブログで拡散される」、「行政や企業が管理する個人情報が、不注意や不正アクセスによりインターネット上に流出する」というような事例も次々に発生しています。一度公開されたり流出したりしてしまった情報は、インターネット上で次々に「P」一され、これを回収することは事実上不可能であり、これらは人権にかかる新たな社会問題となっています。

情報の取得や発信の容易性、匿名性等から、インターネット上ではややもすれば道徳観や罪悪感が希薄になりがちです。また、誹謗中傷により、自ら命を絶つ痛ましい事件も起きています。

インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機に、「こうした行為を抑止すべきとの国民の意識が高まる中、誹謗中傷の実態への対処として、令和四年(2022年)七月、

熊本市の取組

◆主な取組

①市民を対象とした啓発活動への取組

- ・保護者を含めた市民への情報モラル教育の推進に努め、学校現場において児童生徒たちがさらされているネット社会の現状を学び、正しい知識を得られるよう啓発に取り組む。
- ・個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解及び適正な利用、人権侵害を受けないような対応策や侵害を受けた場合の対応方法について、啓発に取り組む。

②学校教育における取組

- ・各小中学校の情報モラル教育推進リーダーへの研修の実施。
- ・最近のSNS等によるトラブル状況を把握し、情報モラル研修の進め方等について、教育委員会の職員による教職員向けの研修(パッケージ研修・SD研修)の実施。

③市役所内部の取組

- ・環境に即した、情報セキュリティポリシーの見直し。
- ・情報セキュリティに関する職員研修の強化。
- ・セキュリティ対策ソフトの導入や二要素認証によるセキュリティの強靭化を図る。

*情報セキュリティポリシー
情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」と、基本方針に基づき、全ての情報システムに共通する情報セキュリティ対策の導入や二要素認証によるセキュリティ対策の基準を定める「対策基準」を総称したものと「情報セキュリティポリシー」といいます。

